

## つくばみらい市選挙管理委員会告示第42号

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月15日

つくばみらい市選挙管理委員会  
委員長 遠藤一美

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規程（平成18年つくばみらい市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第8号(第5条関係)

選　　挙　　運　　動　　用　　ポ　　ス　　タ　　一　　作　　成　　証　　明　　書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日　　執行　　選挙  
候補者

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作　　成　　枚　　数	枚
作　　成　　金　　額	円
当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	

備　考

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください
- 2 ポスター作成業者がつくばみらい市に支払を請求するときは、この証明書に添付してください
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、つくばみらい市に支払を請求することはできません
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです
  - (1) 枚数  
当該選挙区におけるポスター掲示場数
  - (2) 限度額  
586円88銭×(1)の枚数
- 5 届出の際には、本人確認書類を提示すること

様式第9号（第6条関係）

（その1）

請　　求　　書

（選挙運動用自動車の使用）

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規程第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年　月　日

つくばみらい市長

様

氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつてはその代表者の氏

印

名

1 請求金額　　円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年　月　日執行　　選挙

4 候補者氏名

5 振込先

金融機関名	銀行・信 金 信組・農 協	本店 支店（支所）
口座種別		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

備　考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、つくばみらい市に支払を請求することはできません。

(その2)

請 求 書  
(選挙運動用ポスターの作成)

つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する規程第6条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

つくばみらい市長 様

氏名又は名称及び住所並びに法

人にあってはその代表者の氏  
名

㊞

1 請求金額 円

2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日 執行 選挙

4 候補者氏名

5 振込先

金融機関名	金 銀 行・信 信組・農 協	本店 支店(支所)
口座種別		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、つくばみらい市に支払を請求することはできません。

## 請求 内訳 書 (運送契約)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
	円×1台 ＝ 円	64,500円×1台 ＝ 64,500円	円	
計				円

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

## (1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
	円×1台 ＝　　円	16,100円×1台 ＝　　16,100円	円	
計				円

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

請　求　内　訳　書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(2) 燃料代

販 売 年 月 日	販 売 金 額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
	円× リットル 円	7,700円	円	
	円× リットル 円	7,700円	円	
	円× リットル 円	7,700円	円	
	円× リットル 円	7,700円	円	
	円× リットル 円	7,700円	円	
	円× リットル 円	7,700円	円	
計			円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア) 又は(イ) のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

## 請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)

請　　求　　内　　訳　　書 (ポスター)

候補者氏名

選挙区 (選挙 が行わ れる区 域)に おける ポスター 一掲示 場数	作　成　金　額			基　準　限　度　額			請　求　金　額			備考
	単価 A	枚数 B	金　額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金　額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金　額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備　考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次の金額を記載してください。

単価586円88銭／枚

- 3 E欄には、「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄の数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。